

ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害への対応に関するガイドライン 検証報告（概要）

1. 検証目的

ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会（以下、本協議会とする。）が、検討・策定した「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害への対応に関するガイドライン」（以下、ガイドラインとする。）を、実際に運用する上での問題点を抽出し、ガイドライン運用の礎とすることを目的とする。

2. 検証課題

ガイドラインに記載されている作業に問題はないか

ガイドラインで採用されている書類ならびに申請情報の不足はないか

ガイドラインを運用することによってユーザーはどのような反応を示すか

3. 検証方法

<課題 >

ガイドライン検証ワーキンググループにて、ガイドラインの作業手順を確認し、ガイドラインに記載されている権利者団体による対応手順、ISPにおける対応手順を忠実に運用し、著作権侵害ファイルを有していたユーザーに対し啓発文を送付することとした。

<課題 >

啓発文の送付先ユーザーのうち、送付以前の観測によって、IP アドレス・ポートが変更されていないと考えられるユーザーを抽出し、啓発文送付後のユーザーの動向を定性的に観測することとした。

4. 検証実施

(1) 実施期間

2009年7月～2009年9月

(2) 注意喚起対象 IP アドレス数

203IP アドレス（権利者団体3団体計）

(3) その他

ガイドラインに基づいて啓発文の送付を行った結果、特に問題なく運用できることが確認できた。また、啓発文の送付により一定の利用停止が確認できた。

5. 検証結果

<課題 >

ガイドラインに記載されている内容を実施することに概ね問題はない。

<課題 >

ガイドラインに記載されている申請情報・書類に概ね不備はない。

<課題 >

啓発文の送付後に、ユーザーが著作権侵害ファイルを削除したと思われるキー情報の変化を観測しており、啓発文の送付がユーザーの行動に影響を与えることを確認している。なお、啓発文送付に対するユーザーからの問い合わせは寄せられていない。